

商店街感染症対策支援事業実施要綱

令和2年6月17日

兵庫県商店連合会

第1 趣 旨

県内の商店街・小売市場、商店街連合会（以下「商店街等」という。）が取り組む新型コロナウイルス感染症における感染症対策（①感染症拡大防止、②クリーン商店街の発信）を促進するため、その取り組みを支援する。

第2 事業の内容

商店街等が、①感染症拡大防止、②クリーン商店街の発信に取り組むための経費を補助する。

第3 事業の対象者

商店街等

※原則、平成30年度兵庫県商店街・小売市場団体名簿に記載のある団体

第4 商店街等に対する助成

兵庫県商店連合会（以下「県商連」という。）は、本事業を行う商店街等に対し補助金を交付するものとする。

第5 補助対象商店街等の募集・申請・採択

県商連は、商店街等の募集に際し、ホームページ等で公募し、別に定める規程に従い、採択者を決定し、補助金の交付を行うものとする。

第6 補助金額（上限額）及び申請回数

補助金額は別に定める規程に従い、補助対象と認められる経費とする。

また、一度採択された者が再度申請することはできないものとする。